

川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

7川ニ保2 第933号
令和8年1月9日付市長決裁

(目的)

第1条 医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

(2) 保育所等 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所）、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(補助対象施設)

第3条 本事業の対象となる保育所等については、別表第1で定める施設とする。

(補助対象施設の要件)

第4条 補助対象施設は、次の各号の要件を満たした保育所等とする。

(1) 医師が併設された施設内に常駐しており、緊急時の対応が可能な体制が整備されていること。

(2) 次条に定める対象児童のための認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士又は看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師。以下「看護師等」という。）を配置していること。

2 前項第2号に定める保育士又は看護師等のうち、本補助金の対象となる者は、事業開始から年度を通じて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他国及び地方公共団体が実施する補助金等の交付対象となっていないものとする。ただし、保育所等が他の社会福祉施設等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める第1種及び第2種社会福祉事業を行う施設に限る。以下「他の社会福祉施設等」という。）と併せて設置しているときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、この補助金の対象となる保育士又は看護師等について、併せて設置する他の社会福祉施設等の職員と兼ねることができるものとし、この場合にこの補助金の対象となる当該保育士及び看護師等に関する対象経費については、適切に区分して管理し、本事業にかかる経費のみ算定し、申請を行わなければならないものとする。

3 前2項のほか、医療的ケア児について、川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱別表に定める障害児保育費、川崎市地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等支給要綱別表に定める市障害児保育加算、川崎市認定こども園（保育認定）子どものための教育・保育給付費等支

給要綱別表1－1に定める特別支援保育費、公定価格の障害児保育加算の適用を受けている保育所等についても、この補助金との併用を可能とする。

(対象児童)

第5条 対象児童は、次の各号に定める医療的ケアが必要で、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会に報告している児童とする。

- (1) たんの吸引（経鼻・経口、気管切開）
- (2) 経管栄養（経鼻）、経ろう孔（胃ろう）
- (3) 導尿（間欠導尿）
- (4) 血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射
- (5) 酸素管理
- (6) その他市長が認めたもの

(対象事業)

第6条 対象となる事業は、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育、防災等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の各号に定める事業を実施するものとする。

- (1) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等であって、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施すること。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であること。
- (2) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修の他、保育士及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要となる知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修の受講に努めること。
- (3) 医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備すること。
- (4) 保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備すること。
- (5) 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、受入れ後の医療的ケア児の保育内容についても、医療機関等との連携体制を維持し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- (6) 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- (7) 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取決めを行うこと。

(事業の事前協議及び実施届出)

第7条 本事業を実施しようとする者は、原則として、事業開始の前年7月までに市長に事前協議の上、川崎市医療的ケア児保育支援事業実施届出書（第1号様式）により、市の承認を得た上で、届出しなければならない。

(補助金交付額の算定方法)

第8条 補助金の交付額は、別表第2に定める対象となる経費と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行うものとする。

2 前項の規定により算出した交付額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する交付の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、当事業が円滑に行えるよう概算払いとすることができるものとする。

(補助金の変更交付)

第11条 この補助金の交付を受けた者は、対象となる経費の額の変更により、交付額に変更が生じる場合には、川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、この事業が完了したときは、完了後30日以内に、川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金）（第5号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、保育所等が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた保育所等は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第15条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、前条第2項の規定に基づき返還を行った場合は、返還した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければな

らない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(対象施設の特例)

2 令和7年度及び令和8年度対象施設は、第7条の前年7月までの事前協議及び届出に関する規定を適用しないこととする。

別表第1（第3条関係）

保育所等
それいゆ保育園
川崎らしくる保育園

別表第2（第6条関係）

対象となる経費	補助基準額
補助の対象となる経費は、事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	<p>(1) 看護師等を配置して医療的ケアを行なった場合 529万円</p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士が医療的ケアを行なった場合 495万円</p> <p>※ 上記、「行なった」とは、当該年度のうち1日以上医療的ケア児が在籍している場合をいう。年度を通じて、医療的ケア児が在籍していない場合については、当補助金の対象外とする。</p>